

建築物・建築設備 定期報告書の様式は 平成28年6月から変わっています！

平成28年6月の改正建築基準法の施行により、定期報告書の様式が変更され、その際の様式番号も変更になっています。

ご提出いただいている定期報告書の様式番号の確認をお願いします。

●建築物 定期報告書 第一面左上の様式番号

第三十六号の二様式（第五条関係）
となっていますか？

【1. 資格】特定建築物調査員
となっていますか？

※建築物 概要書 第一面左上の様式番号

第三十六号の三様式（第五条、第六条の三、第十一条の四関係） となっていますか？

●建築設備 定期報告書 第一面左上の様式番号

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）
となっていますか？

(建築設備 (昇降機を除く。))
となっていますか？

※建築設備 概要書 第一面左上の様式番号

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）
となっていますか？

最新の様式は、本会のホームページ (<http://skjak.jp>) からダウンロードしてください。
今後は、旧様式での受付はできなくなります。提出前に確認をお願いします。

一般財団法人 埼玉県建築安全協会

電話 048(865)0391